



クリニックニュース

発行：MMPG医療・福祉・介護経営研究所 診療所経営研究室

発行者：株式会社ユアーズブレーン 広島市国泰寺町1-3-29MR Rデルタビル3F TEL:082-243-7331

「適切な受診勧奨」は対応可能な医療機関への対応依頼等

《厚生労働省》

厚生労働省は4月11日、新型コロナウイルス感染症対策推進本部から各都道府県等衛生主管部（局）宛の2023年3月17日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」を改正した。3月17日の事務連絡のなかで、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、医療提供体制は入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行することを受け、新型コロナにこれまで対応してきた医療機関に引き続き対応を求めるとともに、新たな医療機関に参画を促すための取り組みを重点的に進め、暫定的な診療報酬措置を経て、2024年4月の診療報酬・介護報酬の同時改定を通じて新型コロナ対応を組み込んだ新たな診療報酬体系による医療提供体制に移行されることを周知。

また、応召義務について、▼新型コロナウイルス感染症にかかる医師等の応召義務について、緊急対応が必要であるか否かなど、個々の事情を総合的に勘案する必要がある、▼特定の感染症への罹患等のみを理由とした診療の拒否は、応召義務を定めた医師法等における診療を拒否する「正当な事由」に該当しないが、現在、新型コロナウイルス感染症は、2類感染症と同様、制度上特定の医療機関で対応すべきとされていることから、その例外とされている。位置づけ変更後は、制度上幅広い医療機関において対応できる体制に移行することから、「正当な事由」に該当しない取扱いに変わることとなる、▼具体的に、位置づけ変更後は、患者が発熱や上気道症状を有している又はコロナに罹患しているもしくはその疑いがあるということのみを理由とした診療の拒否は「正当な事由」に該当しないため、発熱等の症状を有する患者を受け入れるための適切な準備を行うこととし、それでもなお診療が困難な場合には、少なくとも診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨する——と整理していた。今回の改正事務連絡の「Q&A」では、この応召義務における適切な受診勧奨について言及。「個別具体的に考える必要がある」とした上で、想定される内容として、対応可能な医療機関に対応を依頼することや患者に対して対応可能な医療機関を伝えることなどを例示した。

その他、これまでの「診療・検査医療機関」が「外来対応医療機関」に名称変更し、指定・公表を継続する趣旨について、幅広い医療機関における自律的な通常の対応に移行するまでの間の措置として、これまでと同様、発熱等の症状がある患者が検査・診療にアクセスすることができるようにするとともに、一部の医療機関に患者が集中することを防ぐため、引き続き指定を行い、名称の公表を行う仕組みは継続すると説明。名称については、発熱等の患者に対する行政検査の縮小に伴い変更を行ったものであるが、これまで通り各都道府県において住民向けのホームページ等で独自に設定することは差し支えないとした。また、既に診療・検査医療機関として指定している医療機関については、外来対応医療機関として新たに改めて指定を行う必要はないことを明示し、外来対応医療機関の指定は、

これまでの診療・検査医療機関と同様の仕組みで行うことを想定しているが、その具体的な指定要件・手続き（各都道府県で定める要綱等）については、医療機関における感染対策の効率化等も踏まえつつ、地域の実情や業務の効率化等の観点から柔軟に変更して差し支えないと見解を明らかにした。

健保法施行規則等改正省令案、パブコメの意見募集開始

《厚生労働省》

健康保険制度における被保険者の資格の取得については、健康保険法第48条の規定により、適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得に関する事項を保険者等に届け出なければならないこととされている（船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律でも一定の定めあり）。

厚生労働省は、今般、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会の中間とりまとめにおいて、保険者の資格情報入力タイムラグ等への対応として、▼資格取得届への被保険者の個人番号等の記載義務を法令上明確化すること、▼保険者は、事業主による届出から5日以内にデータ登録を行うこと——、とされたことを踏まえ、健康保険法施行規則（以下、健保則）、船員保険法施行規則（以下、船保則）、国民健康保険法施行規則（以下、国保則）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（以下、高確則）について、所要の改正を行うこととし、4月18日よりパブリックコメントで意見募集を開始した（募集期間は5月17日まで）。

改正の概要では、（1）健保則の一部改正として、①「健保則第24条に規定する被保険者の資格取得に関する届出について、これまで様式において定めていた個人番号等の記載事項を規定中に列挙することで明確化するとともに、適用事業所の事業主が届出を行うために必要があるときは、被保険者に対し、個人番号の提出を求め、又は記載事項に係る事実を確認することができるものとする。」、②「資格取得の届出等を受けた保険者は、被保険者及び被扶養者が保険医療機関等でオンライン資格確認を受けることができるようにするため、当該届出を受けた日から5日以内に、被保険者等の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法等により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に提供するものとする。」——、とした。また、船保則の一部改正は（1）に準じた改正、国保則と高確則の一部改正は（1）②に準じた改正を行う。

公布日は、2023年5月下旬（予定）、施行期日は2023年6月1日としている。

「ジクトルテープ」、腰痛症等の鎮痛等目的は上限63枚

《厚生労働省、2022年診療報酬改定情報》

厚生労働省は4月5日、保険局医療課から地方厚生（支）局医療課等に向け、「疑義解釈資料の送付（その47）」を事務連絡し、医科診療報酬点数表関係2件が示された。

現在湿布薬について、1処方につき63枚の上限枚数となっているが、ジクトルテープ75mgを「腰痛症、肩関節周囲炎、頸肩腕症候群及び腱鞘炎における鎮痛・消炎」の目的で使用する場合も同様の取扱いになるという。医師が疾患の特性等により必要性があると判断し、やむを得ず63枚を超えて投薬する場合は、その理由を処方箋及び診療報酬明細書に記載することで算定可能とする他、「各種がんにおける鎮痛」の目的で使用の場合は当該取扱いの対象とならない。